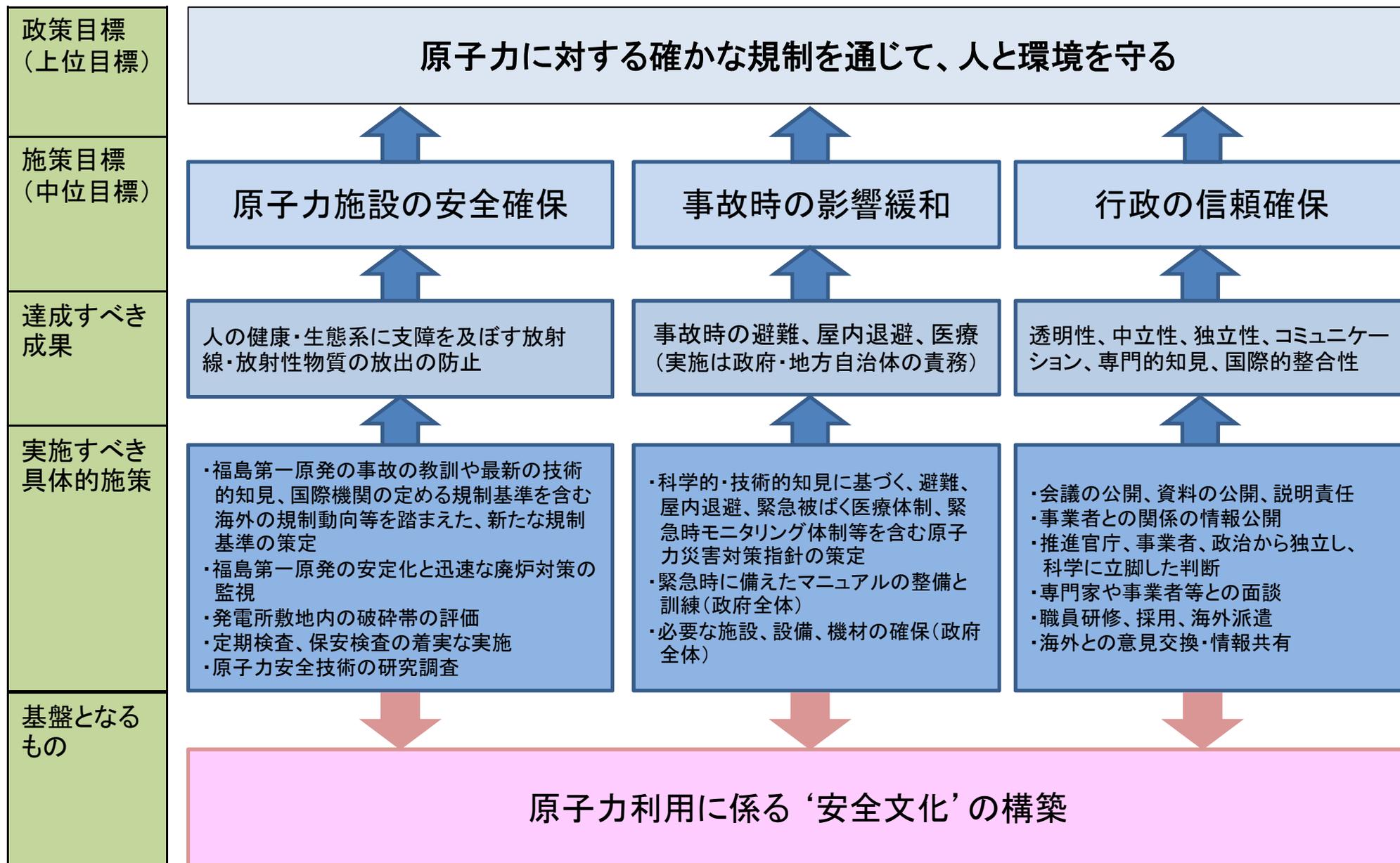


平成24年度実施施策の事後評価の考え方

原子力規制庁
政策評価・広聴広報課

政策目標と施策の関係



原子力規制委員会の基本方針・活動状況

平成25年1月9日、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定。

毎週水曜日を定例として原子力規制委員会を開催。平成24年9月19日から年度末までに計35回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。

個別施策については、規制委員、規制庁職員及び外部有識者から構成される検討チーム等を立ち上げて検討。

- ・発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
- ・発電所敷地内破砕帯調査に関する有識者会合
- ・原子力災害事前対策等に関する検討チーム

など17のチーム

施策目標の達成状況① (原子力施設の安全確保)

1. 規制の見直し

- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、シビアアクシデント対策等も含めた、原子力発電所の新基準を検討中。平成25年2月、骨子案についてパブリックコメント募集。さらに、規則条文案の形で改めて1ヶ月間パブリックコメント募集。平成25年7月までに施行予定。

(新基準の骨子案の概要)

- シビアアクシデント(炉心の著しい損傷その他の重大事故)対策(全交流電源喪失に備えた代替電源設備等の配備、緊急時制御室の設置等)を義務づけ
 - 地震・津波の評価方法の厳格化。特に津波対策を大幅に強化 等
- 核燃料施設等についても、平成25年12月までの施行に向けて、新基準等の策定作業を開始。
 - 規制が実現しようとする「安全目標」について、議論を開始。

施策目標の達成状況① (原子力施設の安全確保)

2. 東京電力福島第一原発の事故対応

- 深刻な重大事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所の安全確保及び同1～4号機の廃炉に向けて、原子力規制委員会は、同発電所を、平成24年11月7日に原子炉等規制法に定める「特定原子力施設」に指定し、「措置を講ずべき事項」を提示。
- これを受け12月7日に東京電力から提出された実施計画について、外部専門家を含む構成メンバーからなる「特定原子力施設監視・評価検討会」において審議中。
- 事故後、応急的な設備に依存しており、リスクが高いのが実態。電源設備の一部停電(3/18)、地下貯留槽からの汚染水の漏えい(4/5～)等の事故・トラブルについては、原因調査と対策を東京電力に指示するとともに、同検討会においても対応の適切性について審議中。

施策目標の達成状況① (原子力施設の安全確保)

3. 発電所敷地内の破砕帯調査

- 原子力規制委員会発足前の調査状況も踏まえ、敦賀、東北東通、大飯の調査を実施中。
- 外部有識者や事業者から意見も聴取した上で、科学的・技術的な根拠に基づき評価する予定。

4. 原子力施設の安全性の点検

- 電気事業法・原子炉等規制法に基づき、それぞれ18施設、5施設で定期検査を実施。
- 原子炉等規制法に基づき、保安規定の遵守状況の検査(保安検査)を、62施設について実施。(高速増殖原型炉もんじゅについて、相当数の機器の点検時期超過を確認し、原因分析と再発防止策の実施を命じた。)
- 原子炉等規制法に基づき報告のあった故障トラブルは7件。

評価の総括①

(原子力施設の安全確保)

- 改正原子炉等規制法に基づく新規制基準の策定については、運転期間延長認可制度、研究開発段階発電用原子炉に対する新規制基準も含め、概ね計画どおりに検討を進めることができた。検討の内容についても、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓や最新の技術的知見、国際原子力機関(IAEA)等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえたものとすることができた。期限までに着実に施行するとともに、新規制基準施行後に、申請に応じて個別施設の審査・検査を円滑かつ確実に進める体制の構築が必要。
- 敷地内破砕帯については、大飯、敦賀、東北東通各発電所において、新規制基準への適合性確認の前提となる調査を実施した。特に日本原子力発電敦賀発電所については、有識者会合に加え、有識者会合以外の専門家の意見を聴くピアレビュー会合を開催し、公開の場で科学的・技術的な議論を行った。今後は同会合のコメントを踏まえつつ、事業者からの意見聴取も十分に行い、透明性の確保に留意しながら評価書を取りまとめることが必要。
- 原子炉等規制法に基づく定期検査、保安検査については、計画どおり実施できた。高速増殖原型炉もんじゅにおいては、相当数の機器の点検時期超過を確認し、原因分析と再発防止策の実施を命じた。今後、更に検査制度の実効性向上を目指すべき。
- 東京電力福島第一原子力発電所については、応急的な設備に依存し、リスクが高い状態が継続していることから、安全規制の観点から技術的・専門的助言等を積極的に行うことが必要。
- 規制制度・規制基準の継続的な改善を図るため、規制上の課題を踏まえた安全研究の実施や国内外の技術情報の収集を図ることが必要。また事業者自らの不断の取組を促進することが必要。

施策目標の達成状況② (危機管理体制の整備と事故時の影響緩和)

1. 原子力災害対策の体制整備

- 原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令を改正。「原子力防災会議」「原子力災害対策本部」など政府の新たな原子力災害対策の枠組みを構築。(内閣府)
- 原子力災害発生時の対応について、関係省庁の具体的な活動要領を定めるため、平成24年10月19日、原子力災害対策マニュアルを策定。(内閣府)

施策目標の達成状況② (危機管理体制の整備と事故時の影響緩和)

2. 原子力災害対策指針の策定

- 平成24年10月31日、原子力災害対策指針を策定。さらに、平成25年2月27日、避難等を行う具体的な基準を盛り込むために指針を改定。
 - ・原子力施設が緊急事態になった場合、放射性物質の放出前の段階から、原子力発電所周辺5km圏(PAZ)の住民は即時避難。
 - ・5km～30km圏(UPZ)の住民は、まずは屋内退避を行い、その上で、事態の進展に応じ、放射線モニタリング結果を防護措置実施基準(OIL)に照らした判断の下で、順次避難を実施。
 - ・自力避難が困難な要援護者に対する配慮 等
- 緊急時のモニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配付方法に関する事項についても、4月10日に案を策定し、パブリックコメント手続中。
- 指針を受け、地方自治体が地域防災計画を策定。対象自治体の約4分の3まで策定を終えており、引き続き支援。(内閣府)

施策目標の達成状況② (危機管理体制の整備と事故時の影響緩和)

3. 緊急時対応への取組

- 平成24年9月19日、警戒事象が発生した際の「原子力規制委員会初動対応マニュアル」を決定。
- 現地参加訓練、参集訓練、官邸との情報伝達訓練等を実施。
- 事故の際に適切に環境モニタリングが実施できるよう、地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリングカーを配備。

4. 環境モニタリング・核セキュリティ

- 環境モニタリング結果について、1週間ごとに解析。
- 核セキュリティに関し、45件の核物質防護規定の変更認可等を実施。平成25年3月4日、「核セキュリティに関する検討会」を開催。

評価の総括② (危機管理体制の整備と事故時の影響緩和)

- 原子力災害対策指針については、10月末に策定し、避難等を行う具体的な基準についても、2月には指針に盛り込むことができた。緊急時のモニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配付方法に関する指針の策定については、指針を改定する目処がついた。今後も、新たな知見や、明らかになった実態等を踏まえ、本指針を不断に見直すことが重要。
- 各地方公共団体においては、地域防災計画の中で本指針の内容が具体化され、防災訓練の実施等を通じて実際に運用できることが重要であり、これを支援するため、内閣府を中心として、道府県向け交付金の交付、地域防災計画策定支援マニュアルの提示等を行っている。これに対し、原子力規制委員会では、内閣府に対する専門的・技術的観点からの助言や、政府としての緊急時対応のための取組への参加等を行っている。今後も内閣府等関係省庁と連携し、実効性のある地域防災体制の構築への取組を進めることが必要。
- 原子力規制委員会においては、緊急時対応に関する取組として、初動対応訓練等を実施し、初動対応マニュアルの見直し等を行った。今後とも、様々な防災訓練を積み重ね、緊急時における対応能力の継続的向上を図ることが重要。
- 原子力事業者においては、改正原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者防災業務計画を変更している。また、同法の改正により、原子力事業者が行う防災訓練について、原子力規制委員会へ報告し、原子力規制委員会が評価することとされたことから、今後、当該訓練を評価し、事業者の緊急時対応能力向上を確実なものとする必要がある。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理の在り方について、3月に関係省庁に対し提言を行った。

施策目標の達成状況③

(原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組)

1. 透明性・中立性の確保

- 原子力規制委員会(議事運営要領により非公開とされた5回を除く30回)及び検討チーム等(全80回)の会議の議事(傍聴・生中継)、議事録及び資料の原則公開。
- 被規制者との面談の概要等の原則公開。
- 行政文書の積極的公開。
- 幅広く積極的に記者会見を実施(定例は原子力規制委員会委員長／週1回、原子力規制庁報道官／週2回)(臨時会見も含め、延べ84回)。
- 意思決定に関与する者の中立性を確保するため、検討チーム等に参画する外部有識者の選定に当たっての要件等を策定(事業者との関係を情報公開等)。

施策目標の達成状況③

(原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組)

2. 独立性の確保、孤立・独善の防止

- 原子力規制委員会は、独立性の高い「3条委員会」として設置。「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。」とともに、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」ことを行動原則に掲げる。
- 検討チーム等において、外部有識者を構成員に含め、その知見を活用。それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施(総計で24回のヒアリングを実施)。
- 委員会において、事故調査委員会やNPO活動に携わる方々との意見交換、諸外国の規制機関等との意見交換を実施。
- 関係の専門家や事業者等との面談についても、情報を公開し、透明性を十分に確保することを前提としつつ、積極的に実施。
- 基準、指針の策定に向けて、計7件のパブリックコメントを実施。特に、新規制基準に関しては、骨子案の段階から積極的にパブリックコメントを実施。
- ウェブサイト内の意見受付用ページやコールセンターを設け、インターネットや電話を通じて、日常的に国民の意見・質問を受け付け。

施策目標の達成状況③

(原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組)

3. 人材の確保・専門性の向上、組織体制の強化

- 規制当局が事業者の「虜(とりこ)」とならないためには、専門性を有する人材を必要な規模で確保し、また、継続的にその専門性を向上させていくことが必要。
- このため、まずは現在の職員の専門性の向上のため、職員向けの研修プログラムを設け、計画的に実施。
- 国内の関連大学院へ職員3名を派遣。NRC等の海外の原子力規制機関やIAEA等の国際機関への職員の派遣に向けて準備中。
- 専門的な知識や経験を有する者を年度途中においても13人採用。平成25年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始。
- 規制組織全体の体制強化に向けて、原子力安全基盤機構との連携強化等の具体案を検討。

施策目標の達成状況③ (原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組)

4. 国際的な取組

- 平成24年10月、原子力規制委員会委員が米、英、仏の原子力規制機関及び国際原子力機関(IAEA)を訪問。
- 平成24年12月、「原子力安全に関する福島閣僚会議」において、原子力規制委員会委員長が情報発信。
- 米、仏との間で原子力安全の協力に関する従来の二国間取決めが引き続き有効なものであることを確認するための覚書に調印。
- 米、英、仏の原子力規制機関のトップとしての経験、国際的な幅広い活動歴を有する3名の有識者を国際アドバイザーに委嘱。

評価の総括③ (原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組)

- 意思決定過程の透明性の確保については、会議の公開(傍聴、生中継)、議事録・会議資料の公開、被規制者との面談に係る情報公開、記者会見等の取組を進めた。今後はツールの多様化により、積極的・戦略的かつ、分かりやすい広報を進めるべき。
- 意思決定過程の中立性の確保については、検討チーム等に参加する外部有識者等の中立性の確保のためのルールを設け、事業者との関係に関する情報公開の徹底を図った。また、原子力規制委員会が独立性を保持しつつも、孤立・独善に陥ることを防ぐため、様々な専門家や関係事業者の意見を聴き、またパブリックコメントも積極的に実施した。引き続き取組を推進することが重要。
- 人材の確保・専門性の向上については、各種研修の実施や関連大学院への派遣等、専門性向上への取り組みが行われているが、今後、益々重要性が増す国際的な情報発信の強化及び情報収集の強化を図るべく、海外機関への派遣や職員の新規採用に向けた取組を通じ、国際的にも通用する人材を十分に確保・育成し、専門性を向上させる努力が必要。組織体制の強化については、原子力安全基盤機構の活用等も含め、規制組織全体の専門性・機能の強化に向けて、具体案を策定することが必要。
- 国際的な連携の強化については、各種国際会議へ出席し、我が国の新規規制組織の発足や東京電力福島第一原子力発電所事故に関する情報発信等を行うことができた。今後は、優先すべき国際会議の特定、会議結果の共有等を通じ、国際的な最新の取組状況等に係る情報収集の効率化等を図ることが必要。